

# 伊達赤十字病院 院内感染対策指針

## 第1 院内感染対策に関する基本的な考え方

院内感染の防止を図ると共に、感染症発生の際には拡大防止のため、その原因の速やかな特定、制圧、終息を図る。そのためには感染防止の基本的知識を理解し科学的根拠に基づく感染対策が必要である。当院ではCDCのガイドラインを基本に感染対策を実施すると共に職員一人一人が「院内感染防止対策マニュアル」を遵守するものである。

さらに耐性菌発生を防止するため院内感染防止対策委員会と薬事委員会とが連携し、抗菌剤等の選定、使用を管理する。

## 第2 院内感染対策にかかる体制確保のための組織等

院長が積極的に感染対策に関わり、院内感染対策委員会、感染管理室、感染対策チームが中心となって、職員に対し組織的な対応と教育・啓発活動をする。院内感染対策委員会は院長の諮問委員会であり、検討した諮問事項は院長に答申され日常業務化する。感染管理室、感染対策チームは院長の直接的管理下にある日常業務実践チームであり、院長が一定の権限を委嘱し、同時に義務を課し（各診療科長/部長と同様）、組織横断的に活動する。

院内感染対策の実施及び推進のため、次に掲げる組織、人員等を配置し、別途規程等に定める。

- (1) 院内感染防止対策委員会 infection control committee（以下 ICC という）
- (2) 院内感染管理者（医師）
- (3) 感染管理室
- (4) 院内感染対策チーム infection control team（以下 ICT という）
- (5) 院内抗菌薬適正使用支援チーム antimicrobial stewardship team（以下 AST という）
- (6) リンクスタッフ

## 第3 職員の教育・研修

院内感染防止対策の基本的考え方および具体的方策について病院職員へ周知徹底するため、さらに感染対策に対する意識向上を図るために、年2回以上研修会を実施する。

## 第4 感染症発生状況の報告

耐性菌、市井感染症等の院内発生に伴う院内感染拡大を防止するため、感染管理室は監視の必要な菌の検出状況等を院内感染防止対策委員会に報告すると共に全職員に周知する。

## 第5 院内感染発生時の対応

- (1) 各部署においては、院内感染する恐れのある感染症が発生した場合は、院内感染防止マニュアルに基づき対応すると共に感染管理専従者および総務課に報告する。
- (2) 感染管理室は、ICTと共に状況を把握し適切な対応を行う。必要と認めた場合は感染防止対策委員会を招集する。
- (3) 必要に応じて、日本赤十字感染対策相談窓口・日本感染症学会施設内感染対策相談窓口等に質問し、適切な助言を受ける。

## 第6 抗菌薬適正使用支援

院内感染対策、及び地域の耐性菌増加を低減する目的で、入院患者及び外来患者での抗菌薬適正使用を推奨する。

- (1) 抗菌薬について、使用する事により使用しない場合より患者の利益が得られる場合に使用する。この際、必ず細菌培養検査あるいは感染症関連検査等を実施し起因菌及び感染部位の特定を行う。
- (2) 基本的に最新のガイドラインやエビデンスに基づいて選択する。
- (3) 経験的に抗菌薬を使用する場合、当院のアンチバイオグラムを参考に選択し、細菌培養検査等の結果が得られたら、それを参考にして適宜変更を行う。
- (4) 広域スペクトラムの抗菌薬を初期治療で開始した場合、培養検査結果を参考にして、可能な限り狭域スペクトラムの抗菌薬に変更する。

## 第7 当該指針の閲覧

本指針については、伊達赤十字病院のホームページに掲載するものとする。

## 第8 その他

- (1) 院内感染防止対策マニュアルは、CDC等ガイドラインの変更に伴い見直しを継続して行うと共に、改訂内容について全職員への周知徹底を速やかに行う。
- (2) 他の医療機関・サーベイランス機関等の有用な情報収集を行う。

平成19年12月18日 策定 平成26年4月1日一部改訂 平成27年10月7日一部改訂  
平成28年10月20日一部改訂 平成29年10月19日一部改訂 平成30年4月1日一部改訂